なごみの郷訪問介護事業所



1 指定訪問介護 (円/回)=利用者負担額 (5級地 1単位 10.70 円)

身体介護が 中心である場合	所要時間	30分未満	30分以上1時間未満		1時間以上	
	単位数	249 単位	395 単位		577 単位	
自己負担額	1割	267 円/回	423 円/回		617 円/回	
	2割	533 円/回	845 円/回		1,235 円/回	
	3割	799 円/回	1,268 円/回		1,852 円/回	
生活援助が 中心である場合	所要時間	45分未清	描 45分以上		45分以上	
	単位数	182 単位	立 224 単位		224 単位	
	1割	195 円/	/回 240 円/回		240 円/回	
自己負担額	2割	390 円/	∕回 479 円∕回		479 円/回	
	3割	584 円/回			719 円/回	

2 訪問介護サービス (円/月)=利用者負担額

— HILL TO 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
		週1回	週2回	週3回
単位数	単位数	1,172 単位	2,342 単位	3,715 単位
	1割	1,254 円/月	2,506 円/月	3,975 円/ 月
自己負担額	2割	2,508 円/月	5,012 円/月	7,950 円/
	3割	3,762 円/月	7,518 円/月	11,925 円/ 月

3 生活援助特化型訪問サービス (円/月)=利用者負担額

				口只
		週1回	週2回	週3回
単位数	単位数	986 単位	1,971 単位	3,126 単位
	1割	1,055 円/月	2,109 円/月	3,345 円/
自己負担額	2割	2,110 円/月	4,218 円/月	6,690 円/
	3割	3,165 円/月	6,327 円/月	10,035 円/

・昼間(午前8時~午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合は次の割合で利用料が割増になります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時	午後6時	午後10時
	午前8時	午後10時	翌朝午前6時
加算割合	25%	25%	50%

※介護職員処遇改善加算 I …所定サービス別加算率(13.7%)を乗じた単位数より1割又は2割をご負担いただきます。

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人以上で訪問した場合は、2人分の料金となります。

4 その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	単位数	金額		
初期加算	初回日にサービス提供責任者が自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が行う際	200 単位	1割	214 円/月	
			2割	428 円/月	
	に同行訪問した場合		3割	642 円/月	
緊急時訪問 加算	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、居	100 単位	1割	107 円/回	
			2割	214 円/回	
	宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を 行った場合		3割	321 円/回	
生活機能向 上連携加算 (I)	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の		1割	107 円/回	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること・当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・	100 単位	2割	214 円/回	
	医師は、通所リハビリテーション等のサービス 提供の場において、又はICTを活用した動画等 により、利用者の状態を把握した上で、助言を 行うことを定期的に行うこと		3割	321 円/回	
生活機能向 上連携加算 (Ⅱ)	現行の訪問リハビリナーション・ 連所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴	200 単位	1割	214 円/回	
	覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、 リハビリテーションを実施している医療提供施 設(原則として許可病床数200床未満のものに		2割	428 円/回	
	限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚 十・医師が訪問して行う場合		3割	642 円/回	

令和元年 10月 1日 現在